

**京都府高病原性鳥インフルエンザ
及び低病原性鳥インフルエンザ
防疫対策要領
(令和5年9月改訂)**

京都府農林水産部畜産課

目 次

	ページ
前文	1
第 1 基本方針	3
第 2 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備	5
第 3 発生予察のための監視と指導	8
第 4 異常家きん等の発見及び検査の実施	10
第 5 病性の判定	14
第 6 病性判定時の措置	16
第 7 発生農場における防疫措置	18
第 8 通行の制限（法第 1 5 条）	21
第 9 移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第 3 2 条）	22
第 10 家きん集合施設の開催等の制限（法第 3 3 条・第 3 4 条）	29
第 11 消毒ポイントの設置（法第 2 8 条の 2）	31
第 12 ウイルスの浸潤状況の確認	32
第 13 ワクチン（法第 3 1 条）	34
第 14 家きんの再導入	34
第 15 農場監視プログラム	35
第 16 発生の原因究明	36
第 17 その他	37

京都府高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ防疫対策要領

令和 5 年 9 月
農林水産部畜産課

前文

- 1 鳥類のインフルエンザは、A型インフルエンザウイルスの感染による疾病であり、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号。以下「法」という。）では、そのうち、次の3つを規定しています。
 - (1) 高病原性鳥インフルエンザ 国際獣疫事務局（以下「OIE」という。）が作成した診断基準により高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたA型インフルエンザウイルスの感染による飼養されている鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥（以下「家きん」という。）の疾病
 - (2) 低病原性鳥インフルエンザ H5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルス（高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたものを除く。）の感染による家きんの疾病
 - (3) 鳥インフルエンザ 高病原性鳥インフルエンザウイルス及び低病原性鳥インフルエンザウイルス以外のA型インフルエンザウイルスの感染による飼養されている鶏、あひる、うずら及び七面鳥の疾病
- 2 高病原性鳥インフルエンザは、国際連合食糧農業機関（FAO）等の国際機関が「国境を越えてまん延し、発生国の経済、貿易及び食料の安全保障に関わる重要性を持ち、その防疫には多国間の協力が必要となる疾病」と定義する「越境性動物疾病」の代表例です。
- 3 高病原性鳥インフルエンザウイルスは、その伝播力の強さ及び高致死性から、ひとたびまん延すれば、
 - (1) 養鶏産業に及ぼす影響が甚大であるほか、
 - (2) 国民への鶏肉及び鶏卵の安定供給を脅かし、
 - (3) 国際的にも、高病原性鳥インフルエンザの非清浄国として信用を失うおそれがあることから、今後も引き続き、清浄性を維持継続していく必要があります。
- 4 低病原性鳥インフルエンザウイルスは、高病原性鳥インフルエンザウイルスと同様に伝播力が強いものの、ほとんど臨床症状を示さず、発見が遅れるおそれがあり、また、海外では、高病原性鳥インフルエンザウイルスに変異した発生事例も確認されています。
- 5 海外では、家きん等との接触到起因する高病原性鳥インフルエンザウイルス及び低病原性鳥インフルエンザウイルスの人への感染及び死亡事例も報告されており、公衆衛生の観点からも、本ウイルスのまん延防止は重要です。
- 6 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）については、現在、我が国の近隣諸国において継続的に発生しており、これらの近隣諸国から渡り鳥が飛来してウイルスを持ち込む可能性があるほか、訪日外国人等の渡航者の増加や物流の活性化による人や物を介したウイルスの侵入も考えられることから、今後も我が国に本病が侵入する可能性は高い状況にあります。

このため、国民、日本への入国者及び帰国者等の協力を得て水際検疫を徹底するとともに、常に国内に本病ウイルスが侵入する可能性があるという前提に立ち、家きんの所有者（当該家きんを管理する所有者以外の者があるときは、その者を含む。以下同じ。）と行政機関（農林水産省、都道府県及び市町村をいう。以下同じ。）及び関係団体等とが緊密に連携し、実効ある防疫体制を構築する必要があります。
- 7 なお、農林水産省が定める高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（以下「鳥インフルエンザ指針」という。）については、海外に

おける本病の発生状況の変化、科学的知見及び技術の進展等があった場合には、随時見直され、また、少なくとも、3年ごとに再検討が行われます。これに合わせて本要領についても見直し又は再検討を行うこととします。

- 8 京都府（以下「府」という。）は鳥インフルエンザ指針及び本要領の定めるところにより、発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずることとします。

第1 基本方針

- 1 本病の防疫対策上、最も重要なのは、「発生の予防」と「早期の発見及び通報」、発生時の「迅速かつ的確な初動防疫対応」である。
- 2 府は、人、物等を介した諸外国から我が国への本病ウイルスの侵入を防止するため、農林水産省が実施する家きん及び畜産物をはじめとした家畜の伝染性疾患の病原体を拡散するおそれのある物に係る輸出入検疫の適切な実施に協力する。
- 3 家きんの所有者は、家きんの伝染性疾患の発生を予防し、そのまん延を防止することについて第一義的責任を有しているため、必要な知識及び技術の習得に努め、家きんの飼養衛生管理等の措置を適切に実施しなければならない。そのために重要なのは、家きんの健康観察と記録、本病が疑われる場合の早期の届出の習慣化・確実な実行、長靴の交換やねずみ等の野生動物の侵入防止対策等の飼養衛生管理基準を遵守することである。

このため、行政機関、関係団体及び関連事業者は、次の役割分担の下、全ての家きんの所有者がその重要性を理解し、かつ、実践できるよう、発生予防と発生時に備えた準備に万全を期す。

 - (1) 農林水産省は、都道府県や家きんの所有者、飼養衛生管理者（法第12条の3の2第1項に規定する飼養衛生管理者をいう。以下同じ。）、関係団体等に対し、必要な情報の提供を行うとともに、飼養衛生管理指導等指針を策定し、全都道府県の防疫レベルを高位平準化できるよう、指導及び助言を行う府に対し必要な指導及び助言を行うことに加え、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門（以下「動物衛生研究部門」という。）等が実施する本病に関する研究を推進する。
 - (2) 府は、平時から家きんの所有者や飼養衛生管理者、関係団体等に必要な情報提供を行うとともに、飼養衛生管理指導等指針に即して策定する京都府飼養衛生管理指導等計画に沿って、本病の発生予防を徹底する。また、発生時に備えて、都道府県を挙げた動員計画や資材の調達計画を策定し、体制の整備等の準備を行う。
 - (3) 市町村及び関係団体は、府の行う家きんの所有者等への必要な情報の提供や発生時に備えた準備に協力するとともに、家きんの所有者に必要な支援を行う。
 - (4) 飼料製造・販売業者、廃鶏取扱業者、死亡鳥取扱業者、化製処理業者、食鳥処理業者、集卵業者、GPセンター所有者等の畜産業に関連する事業を行う者（以下「関連事業者」という。）は、消毒等の病原体の拡散を防止するための措置を講じるとともに、農林水産省及び地方公共団体が行う家畜の伝染性疾患の発生の予防及びまん延の防止のための措置に協力する。
- 4 発生時には迅速かつ的確な初動防疫対応により、まん延防止及び早期終息を図ることが重要であり、特に患畜又は疑似患畜であると判定された家きんが飼養されている農場における迅速な患畜及び疑似患畜のと殺、その死体等の処理及び消毒に加え、疫学的調査による疫学関連家きんの特定が非常に重要である。

このため、行政機関、関係団体及び関係事業者は、次の役割分担の下、迅速かつ的確な初動防疫対応を行う。

 - (1) 農林水産省は、初動防疫対応等を定めた防疫方針の決定及び見直しに関して、責任を持って行うとともに、これに即した府の具体的な防疫措置を関係省庁の協力を得て、支援する。また、法を踏まえ、予算を迅速かつ確実に手当てする。
 - (2) 府は、防疫方針並びに事前に策定した動員計画及び調達計画に即した具体的な防疫措置を迅速かつ的確に実行するとともに、疫学調査により疫学関連家きんを早期に特定し、厳格に監視する。

(3) 市町村、関係団体及び関連事業者は、府の行う具体的な防疫措置に協力する（府が市町村又は関係団体等に委託して実施する場合には、当該防疫措置に関する費用は、法に基づく国の費用負担の対象となる。）。

5 なお、本要領は、あらかじめ定めた防疫方針に基づく初動防疫対応により、感染拡大を防止できないときに、農林水産省が特定家畜伝染病緊急防疫指針（以下「緊急防疫指針」という。）を策定した場合には、これに合わせて見直しを行うこととする。

第2 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備

第2-1 平時からの取組

1 府の取組

- (1) 家きんの所有者に対する飼養衛生管理に係る指導及び発生時の円滑な初動防疫対応に必要な家畜防疫員の確保及び育成に努めるとともに、一時的又は緊急に必要な場合は非常勤の家畜防疫員の確保が行えるよう、獣医師会等と協議して獣医師のリストアップを行う。また、他の都道府県で発生した場合に応援で派遣する家畜防疫員のリストアップを行う。
- (2) 1の(1)により提供を受けた発生状況等に関する情報について、必要に応じ、速やかに、ファクシミリ、電話、電子メール、郵送等により全ての家きんの所有者、関係機関、関係団体等に周知する。
- (3) 飼養衛生管理指導等指針に即して飼養衛生管理指導等計画を策定し、家きんの所有者が飼養衛生管理基準を遵守するよう、当該計画に沿って指導等を行う。
- (4) 外国人労働者、外国人技能実習生、留学生等を受け入れる窓口となる団体、受入先の農場、大学等に、飼養衛生管理基準の遵守について、十分に周知し、必要に応じて指導及び助言する。
- (5) 家きんの所有者の防疫に対する意識を高め、飼養衛生管理基準の遵守レベルを高位平準化し、発生時に想定される防疫措置への理解及び協力を得るために、100羽以上の家きんの所有者（だちょうにあっては、10羽以上の所有者）を対象として、定期的に次の措置を実施する。

- ① 法第51条に基づく農場への立入検査（原則として、年1回以上実施する。）
- ② 研修会の開催

また、特にな家きんの所有者（鶏及びうずらにあっては10万羽以上、あひる、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥にあっては1万羽以上の所有者をいう。）については、法第52条に基づき、飼養衛生管理の状況を定期的に報告させるとともに、担当獣医師等が本病を疑う症状を呈する家きんを発見した際には、自主的な検査等に依らず、速やかに家保へ届出するよう、十分な指導を行う。

- (6) 農場に出入りする関連事業者に対し、衛生管理区域の出入口での消毒徹底等、飼養衛生管理基準の遵守について周知するとともに、食鳥処理場、GPセンター、化製処理施設及び共同堆肥化処理施設等に対し、交差汚染防止のための消毒設備の設置等を指導する。
- (7) 移動制限区域内の農場等を直ちに特定できるよう、農場ごとに、本病が発生した場合の初動防疫対応に必要な情報（農場の所在地、飼養鳥種、飼養羽数、埋却地又は焼却施設という。）の確保状況等を把握し、地図情報システム等を活用して整理する。
- (8) 近年、経営の大規模化及び効率化に伴い、従業員の業務の細分化が進み、農場の飼養衛生管理の指導については、民間獣医師に委ねられている農場が多い実態を考慮して、本病の発生予防及び早期発見のため、日頃から家畜保健衛生所と民間獣医師及び民間検査機関との連携を強化する。
- (9) 農林水産部畜産課（以下「畜産課」という。）の防疫責任者の在任期間長期化に努め、防疫責任者が異動する場合には、十分な引継期間を確保する。また、防疫対応等の記録や経験について、防疫演習等の機会を積極的に捉え、適切に関係者に引き継がれるよう努める。

2 市町村及び関係団体の取組

- (1) 1に規定する府の取組に協力する。
- (2) 家きんの所有者が行う発生予防の取組に対する支援を行う。

3 関連事業者の取組

- (1) 消毒等の病原体の拡散を防止するための措置を講じる。
- (2) 1から2までに規定する地方公共団体の取組に協力する。

第2-2 発生に備えた体制の構築・強化

1 府の取組

- (1) 発生時に円滑に初動防疫対応を実施することができるよう、府内の最大規模の農場における発生を想定し、以下の点に留意して動員計画及び必要となる資材の調達計画を事前に策定し、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に報告する。

- ① 府農林水産部、畜産・農業関係団体のみではなく、全部局の職員及び関係団体を含む府を挙げた動員体制とするとともに、事前に関係者との合意形成を図る。
- ② 府内からの動員のみでは迅速な防疫措置の実施が困難であることが見込まれる場合には、農林水産省、独立行政法人家畜改良センター等の職員や他の都道府県からの家畜防疫員の派遣について、事前に動物衛生課と協議する。また、なお困難であることが見込まれる場合には、自衛隊への派遣要請について検討することとし、事前に動物衛生課と調整する。
- ③ 特殊自動車（ホイールローダやフォークリフト等防疫措置に利用するものをいう。以下同じ。）を操縦する者のリストアップを行う。
- ④ 衛生資材、薬品等の備蓄及び追加調達先の確認、特殊自動車等の調達先の確認、死亡獣畜保管場所の確保等を行う。また、可能な限り、資材や特殊自動車の調達等に関する防疫協定の締結を進める。

- (2) 発生時に円滑かつ迅速に初動防疫対応を実施するため、消毒ポイントの設置場所の調整及び地図情報システム等を活用した整理を行う。
- (3) 発生時には、原則として焼却処理を行うため、次の措置を講ずる。

- ① 焼却施設又は化製処理施設（以下「焼却施設等」という。）等をリストアップし、あらかじめ発生時の利用について焼却施設等、その所在地を管轄する都道府県、市町村等と調整する。なお、患畜又は疑似患畜の死体及び汚染物品を迅速に処理する必要があること等から、府内各地の焼却施設等と協力し、広域で処理を行う。
- ② 市町村等と調整し、処理焼却施設等への移動方法及び移動ルートを決める。

- (4) 焼却処理が困難であり、かつ、家きんの所有者の埋却地の確保が十分でない場合には、次の措置を講ずる。

- ① 当該家きんの所有者に対し、利用可能な土地に関する情報等を提供するとともに、必要に応じて市町村と連携して周辺住民への説明を行う。
- ② 市町村その他の関係機関、関係団体及び地域の協議会と連携し、地域ごとに、利用可能な公有地を具体的に決定する。なお、京都府知事は、法第21条第7項に基づき、特に必要があると認めるときは、農林水産大臣及び市町村長に対し、協力を求める。

- (5) 大規模所有者のうち、特に家きんの羽数が多く、発生した場合の殺処分等に多大な時間を要すると京都府知事が認める者に対して、飼養衛生管理基準に基づき発生に備えた対応計画を策定するよう指導等を行うとともに、策定された対応計画を確認し、動物衛生課に報告する。

【留意事項】大規模所有者の対応計画の策定

府は、大規模所有者に対して対応計画の策定を指導し、その内容を確認するに当たっては、府が策定する動員計画及び調達計画を踏まえるとともに、以下の事項が含まれていることを確認する。

- 1 防疫措置中の農場内の動線図
- 2 防疫措置完了までに必要な農場内で防疫作業に当たる人員

3 防疫措置完了までに必要な農場内で使用する資材

4 家きんの死体の処理方法（焼却又は埋却の具体的な段取り、土地利用に関する周辺住民への説明等）

- (6) 発生時には、府内の危機管理部局等の関係部局及び近隣府県との連携や市町村、警察、自衛隊、関係団体等の協力が必要となることを踏まえ、これらの関係者との間で連絡窓口の明確化、地域の家きんの飼養状況、(1)に基づき事前に策定した動員計画及び調達計画、(2)から(4)までの取組状況等の情報共有、発生時の役割分担等を行い、連携体制を整備する。
- (7) 発生時に府内の危機管理部局等の関係部局、近隣都道府県、市町村、警察、自衛隊、関係団体等の関係者が一体となって迅速かつ確かな初動防疫対応が実行できるよう、農林水産省が示す防疫スケジュールに即して、地域の実情に合わせた実践的な防疫演習を実施し、課題の洗い出し及びその解消を図る。
- (8) 発生時には、発生地域の家きんの所有者や防疫措置従事者が多大な精神的及び身体的ストレスを受けることから、総務部局、精神保健主管部局等とも連携し、相談窓口の設置等具体的に対応できるよう努める。
- (9) 家きんにおける本病ウイルスの浸潤状況を適切に監視し、発生を迅速に発見する検査体制を常に整備する。

2 市町村及び関係団体の取組

- (1) 1及び2に規定する農林水産省及び府の取組に協力する。
- (2) 家きんの所有者が行う発生予防及びまん延防止の取組に対する支援を行う。

3 関連事業者の取組

- (1) 消毒等の病原体の拡散を防止するための措置を講じる。
- (2) 1から3までに規定する農林水産省及び地方公共団体の取組に協力する。

第3 浸潤状況を確認するための調査

1 家きん飼養農場巡回の実施

1, 000羽以上の家きん飼養農場を対象に、本病の発生予防に係る指導の徹底と死亡鶏等の検査による清浄性確認あるいは早期摘発を目的として定期的に巡回を実施する。

また、海外及び国内での発生状況を踏まえ、発生予防対策の一層の強化が必要な場合には、集中的に巡回を実施するとともに、自家用家きん飼養農場（学校の敷地内の飼育舎その他の自家用に供される家きんの飼養場所であって、他の農場との間に家きん等若しくはその死体若しくは家きん等の卵、獣医師、飼料関係者等の人、飼養管理関係器材等の物又は飼料運搬車等の車両の出入りがない等疫学的な関連がなく、本病の病原体がまん延するおそれがないと家畜防疫員が認めたものをいう。）、家きん以外の鳥類飼養者についても市町村等の協力を得ながらリーフレットの配布等を行う等、徹底した監視と指導を行う。

2 定点モニタリング

- (1) 野鳥の飛来地周辺に所在する農場、開放型の飼養をしている農場等の感染リスクが他と比較して高い環境にある農場のうちから、家畜保健衛生所数に3を乗じた戸数の農場を選定し、毎月1回、検査を行う。農場を選定する際には、農場の所在を勘案し、可能な限り偏在しないように努める。
- (2) 当該農場の検査を行う家畜防疫員は、家きんの臨床検査を行うとともに、農場ごとに、家きん舎に偏りのないよう最低10羽（死亡家きんが確認された場合には、当該死亡家きんを含む。）を対象に、気管スワブ、クロアカスワブ、血液及び死亡家きんの臓器を検体として採材する。
- (3) 中丹家畜保健衛生所（以下「中丹家保」という。）は、(2)で採材した検体について、ウイルス分離検査及び血清抗体検査を行う。

3 強化モニタリング

- (1) 府内の農場について、1, 000羽以上の農場については2の対象農場を除いた全戸、100～1, 000羽未満の農場については95%の信頼度で10%の感染を検出できる数の農場を対象として検査を行う。検査対象の農場の選定は、農場を飼養規模別にグループ化し、当該グループごとに無作為抽出法により行う。
- (2) 当該検査は、原則として1, 000羽以上の農場については四半期毎に1回、100～1, 000羽未満の農場については年1回を計画的に実施する。
- (3) 当該農場の検査を行う家畜防疫員は、家きんの臨床検査を行うとともに、農場ごとに、家きん舎に偏りのないよう最低10羽を対象に、血液を検体として採材する。
- (4) 中丹家保は、(3)で採材した検体について、血清抗体検査を行う。

4 モニタリング結果の報告等

- (1) 畜産課は、定点モニタリング及び強化モニタリングの対象農場について、農場の概要（所在地、飼養鳥種、飼養羽数等）及び定点モニタリングにあつてはその選定理由について遅滞なく、動物衛生課に報告する。
- (2) 畜産課は、定点モニタリング及び強化モニタリングの結果について、毎月、動物衛生課に報告する。ただし、モニタリングの結果が陽性となった場合には、直ちに動物衛生課に報告する。

5 モニタリングを行う検査員の遵守事項

採材を行った者は、次の事項を遵守する。

- (1) 農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具の及び車両の消毒を

行うこと。

(2) 帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。

(3) 立ち入った農場における臨床検査により異状が確認された場合には、遺伝子検査の結果が判明するまで、他の農場に立ち入らないこと。

6 自家用家きん飼養者への対応

府は、市町村等の協力を得て、自家用家きん飼養者の所在地、飼養羽数、飼養形態、連絡先等の状況把握に努める。自家用家きん飼養者に対して、市町村、関係機関、関係団体等と連携して、法に定める家きんを飼養していることの理解を求め、予防対策の徹底及び発生した際の防疫措置の対応について協力を求めるものとする。

第4 異常家きんの発見及び検査の実施

1 家きんの所有者等から届出を受けたときの対応

(1) 次の場合には、動物衛生課に報告するとともに、直ちに家畜防疫員を現地の農場に派遣する。家畜防疫員は現地到着予定及び検査実施予定時刻を畜産課に連絡する。

- ① 家きんの所有者、獣医師等から、同一の家きん舎内において、1日の家きんの死亡率が対象期間（当日から遡って21日間（当該期間中に家きんの伝染性疾病、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等家きんの死亡率の上昇の原因となる特段の事情の存した日又は家きんの出荷等により家きん舎が空となっていた日が含まれる場合にあつては、これらの日を除く通算21日間）をいう。以下同じ。）における平均の家きんの死亡率の2倍以上となっている旨の届出を受けた場合。ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかであると獣医師又は家畜保健衛生所が判断する場合は、この限りでない。
- ② 民間獣医師等が行った簡易検査キットを用いた抗原検査（以下「簡易検査」という。）や血清抗体検査により陽性となった旨の届出を受けた場合
- ③ ①及び②のほか、次に掲げる場合等、高病原性鳥インフルエンザウイルス又は低病原性鳥インフルエンザウイルスの感染の疑いを否定できない家きんがいる旨の届出を受けた場合
ア 鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等の症状を呈している家きんがいる場合
イ 5羽以上の家きんが、まとまって死亡している場合（家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかであると獣医師又は家畜保健衛生所が判断する場合を除く。）又はまとまらずくまっている場合。

(2) (1)の届出を受けた場合には、届出者等に対し、当該農場の家きん及び家きんの死体の移動自粛等の必要な指導を行う。

2 農場での検査等

(1) 家畜防疫員は、1の農場に到着した後、車両を当該農場の衛生管理区域外に置き、防疫服を着用して家きん舎に入り、死亡羽数の推移、死亡家きん及び異常家きんの状況を確認するとともに、異状が認められる家きん舎ごとに死亡家きん及び異常家きん（異常家きんが認められない場合には、生きた家きん）のそれぞれ複数羽（死亡家きんについては11羽以上（11羽に満たない場合は全羽）、生きた家きんについては少なくとも2羽）を対象とした簡易検査を行う。その際、可能な限り異常家きんを含む家きんの群の状況についてデジタルカメラで撮影する。

(2) 家畜防疫員は、簡易検査が終了し次第、当該農場又は最寄りの事務所から、死亡羽数の推移、死亡家きん及び異常家きんの状況、撮影した写真並びに簡易検査の結果を畜産課に電話又は電子メール等で報告する。

(3) 畜産課は、家畜防疫員による検査の結果、次のいずれかを確認した場合には、死亡羽数の推移、死亡家きん及び異常家きんの状況、撮影した写真並びに簡易検査の結果等の情報を添えて、直ちに動物衛生課に報告する。

- ① 同一の家きん舎内において、1日の家きんの死亡率が対象期間における平均の家きんの死亡率の2倍以上となっている場合。ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではない。
- ② 簡易検査によりA型インフルエンザウイルスの抗原が検出された場合。
- ③ 民間獣医師等が行った簡易検査や血清抗体検査により陽性となったことが確認できた

場合。

3 農場等における措置

(1) 2の(3)により動物衛生課に報告した場合には、2の農場の家きんの所有者に対して、想定される防疫措置について十分に説明するとともに、動物衛生課と協議の上、直ちに次の措置を講ずる。

- ① 気管スワブ、クローカスワブ、血液及び死亡家きんの臓器を検体として採材する。
- ② 法第32条第1項に基づき、当該農場の次に掲げるものの移動を制限する。
 - ア 生きた家きん
 - イ 家きん卵（ただし、GPセンター等（液卵加工場を含む。以下同じ。）で既に処理されたものを除く。）
 - ウ 家きんの死体
 - エ 家きんの排せつ物等
 - オ 敷料、飼料及び家きん飼養器具
- ③ 当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。
- ④ 当該農場の出入口並びに当該農場で使用している衣類及び飼養器具を消毒する。
- ⑤ 必要に応じて、当該農場を中心とした半径3km以内の区域の農場について、②に掲げるものの移動自粛等の必要な指導を行う。

(2) 2の(3)により動物衛生課に報告した場合には、速やかに、当該農場に関する過去21日間(⑤を除く。)の次の疫学情報を収集し、疑似患畜及び疫学関連家きんを特定するとともに、それらの情報を動物衛生課に提出する。

- ① 家きんの移動履歴
- ② 当該農場に出入りしている次の人及び車両の移動範囲及び入退場履歴
 - ア 家きんの所有者、従業員、獣医師、農場指導員及びキャッチャー（鶏を出荷用のカゴ等に入れる作業員）等複数の農場の衛生管理区域内で作業を行う者
 - イ 家きん運搬車両、廃鶏運搬車両、集卵車両、飼料運搬車両、死亡鳥回収車両、排せつ物及び堆肥運搬車両等複数の農場の衛生管理区域内に立ち入る車両
- ③ 堆肥の出荷先
- ④ 種卵の出荷先
- ⑤ 検査のスケジュール

4 陽性判定時に備えた準備

2の(3)により動物衛生課に報告した場合には、速やかに次の措置を講じ、その内容について、速やかに（遅くとも遺伝子検査の結果が出る前まで）、動物衛生課に報告する。

- (1) 当該農場における家きん舎等の配置の把握
- (2) 周辺農場における家きんの飼養状況の整理
- (3) 事前に策定した動員計画及び調達計画に沿った、家きんのと殺等の防疫措置に必要な人員及び資材の確保（農林水産省や他の都道府県等からの人的支援の要否を含む。）
- (4) 患畜及び疑似患畜の死体の埋却地又は焼却施設の確保（農林水産省の保有する移動式焼却炉の利用の有無を含む。）
- (5) 消毒ポイントの設置場所の選定
- (6) 当該農場の所在する市町村、隣接府県、関係機関及び関係団体等への連絡

5 家保での検査及び検体の送付

(1) 府は、中丹家保で次の検査を行う。

- ① H5又はH7亜型に特異的な遺伝子を検出する遺伝子検査（PCR検査及びリアルタイムPCR検査をいう。以下「遺伝子検査」という。）
- ② 寒天ゲル内沈降反応による血清抗体検査
- ③ ウイルス分離検査

(2) 府は、次のいずれかに該当する場合には、動物衛生課とあらかじめ協議の上、簡易検査を実施した検体（懸濁液、スワブ）、分離されたウイルス又は遺伝子増幅産物を動物衛生研究部門に送付する。

- ① 簡易検査が陽性となった場合
- ② ウイルス分離検査の結果、赤血球凝集能があるウイルス（HI試験（抗体のHA亜型を判別する赤血球凝集抑制反応試験をいう。以下同じ。）により、ニューカッスル病ウイルスではないことを確認したものに限る。）が分離された場合
- ③ 遺伝子検査の結果、H5又はH7亜型に特異的な遺伝子が検出された場合

6 モニタリングで発見された場合の対応

(1) ウイルスが分離された場合

定点モニタリングにおいて、インフルエンザウイルスである疑いのあるウイルス（HI試験により、ニューカッスル病ウイルスではないことを確認したものに限る。）が分離された場合には、直ちに次の措置を講ずる。

- ① 動物衛生課とあらかじめ協議の上、分離されたウイルスを動物衛生研究部門に送付する。
- ② 分離されたウイルスについて、遺伝子検査を行う。
- ③ 家畜防疫員を現地に派遣し、当該農場における死亡羽数の推移並びに死亡家きん及び異常家きんの状況を確認する。
- ④ 3の(1)の②から⑤まで及び3の(2)の措置を講ずる。

(2) ウイルスが分離されずに血清抗体検査のみが陽性となった場合

- ① 定点モニタリング又は強化モニタリングにおいて、ウイルスが分離されずにA型インフルエンザウイルスに対する抗体が確認された場合には、動物衛生課に連絡の上、直ちに家畜防疫員を現地に派遣し、2の(1)及び5の(1)の検査を行う。
- ② ①の検査の結果、血清抗体検査のみが陽性となった場合には、動物衛生課とあらかじめ協議の上、H5又はH7亜型に特異的な抗体の有無を検査するため、当該血清を動物衛生研究部門に送付する。
- ③ ②の検査の結果、H5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルスに特異的な抗体が検出された場合には、農場監視プログラムを適用する。

7 野鳥等で感染が確認された場合の対応等（法第10条）

(1) 府は、野鳥等の家きん以外の鳥類（その死体、糞便等を含む。）で高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認された場合には、原則として、次の措置を講ずる。

- ① 当該鳥類が確認された場所又は当該鳥類を飼養していた場所（以下「確認地点」という。）の消毒並びに通行制限及び遮断（山中、住宅密集地等で発見された場合等、家きんへの感染防止の観点から必要と認められない場合を除く。）
- ② 確認地点を中心とした半径3km以内の区域にある農場（家きんを100羽以上飼養する農場（だちょうにあっては、10羽以上飼養する農場）に限る。）に対する速やかな立入検査（死亡率の増加、産卵率の低下等の異状の有無及び飼養衛生管理基準の遵守状況の確認）
- ③ 確認地点を中心とした半径3km以内の区域にある全ての農場に対する注意喚起及び家きんに対する健康観察の徹底の指導

(2) 野生動物の事務に従事する者（農村振興課、各広域振興局農商工連携・推進課及び京都林務事務所林務課（以下「農村振興課等」という。））及び家畜防疫員が相互に連絡し、適切に分担して、野鳥のサーベイランス検査を行う。

この際、家畜防疫員は、農場に対する指導及び検査を優先的に行うものとするが、可能な限り農村振興課等の行う野鳥のサーベイランス検査に協力する。

8 その他

2から5までの措置は、家きんの所有者等からの届出によらず、家畜防疫員の立入検査等により異常家きんが発見された場合についても、同様に行うものとする。

また、食鳥処理場から高病原性鳥インフルエンザを疑う旨の届出を受けた場合には、直ちに当該食鳥処理場を所管する保健所等に連絡するとともに、家畜防疫員を当該食鳥処理場及び出荷農場に派遣し、食鳥処理場においては2に準じた措置を、出荷農場においては3に準じた措置を講じる。なお、異常家きんが府外の農場から出荷された家きんであることが判明した場合には、直ちに動物衛生課及び出荷農場が所在する都道府県畜産主務課にその旨を連絡する。府が他の都道府県から同様の連絡を受けた場合には直ちに家畜防疫員を出荷農場に派遣し、3に準じた措置を講じる。

第5 病性等の判定

1 病性の判定方法

(1) 異常家さんの届出及び情報提供があった場合

- ① 死亡率の推移、家保が行う臨床検査、簡易検査及び遺伝子検査の結果により判定する。
なお、異常家さんが発生農場と疫学的関連のある農場（患畜又は疑似患畜が確認された農場と同一の飼料運搬車両が出入りしている農場等）で飼養されている場合には、遺伝子検査の結果によらず、簡易検査の結果により判定することができる。
- ② ①により病性が判定されなかった場合には、中丹家保が行うウイルス分離検査及び動物衛生研究部門が行うウイルス亜型特定検査の結果に基づき判定する。
- ③ ②により病性が判定されなかった場合には、②により分離されたウイルスについて動物衛生研究部門が行う病原性判定試験の結果に基づき判定する。

(2) モニタリング検査で発見された場合等、臨床的異常所見を伴わず検査結果が陽性となった場合

- ① インフルエンザウイルスが分離された場合には、中丹家保が行う遺伝子検査並びに動物衛生研究部門が行うウイルス亜型特定検査及び病原性判定試験の結果に基づき判定する。
- ② 血清抗体検査のみが陽性となった場合には、府が速やかに実施する再検査（臨床検査、遺伝子検査、血清抗体検査及びウイルス分離検査）を踏まえ、次のとおり判定する。
 - ア 再検査の結果、臨床症状が確認された場合には、(1)により判定する。
 - イ 再検査の結果、臨床症状が確認されなかった場合には、中丹家保が行う遺伝子検査の結果に基づき判定する。
 - ウ イにより病性が判定されない場合には、中丹家保が行うウイルス分離検査並びに動物衛生研究部門が行うウイルス亜型特定検査及び病原性判定試験の結果に基づき判定する。
 - エ ウによりウイルスが分離されず、血清抗体検査のみが陽性となった場合には、動物衛生研究部門が行うH I 試験の結果に基づき、農場監視プログラムの適用を判断する。

2 患畜及び疑似患畜

(1) 高病原性鳥インフルエンザ

高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜は、次のいずれかに該当する家さんについて、農林水産省が1の病性判定の結果に基づき行う。

- ① 患畜
 - ア 分離されたウイルスが病原性判定試験により病原性が高いと判断される家さん
 - イ 遺伝子検査によりH 5又はH 7亜型に特異的な遺伝子が検出され、かつ、HA開裂領域の遺伝子解析により高病原性と判断される配列が検出された家さん
- ② 疑似患畜
 - ア 患畜が確認された農場で飼養されている家さん
 - イ 死亡、チアノーゼ等の高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる症状を示す家さんが確認された農場において飼養されており、かつ、次のいずれかに該当する家さん
 - (ア) 患畜又は疑似患畜（イ（ア）を除く。以下同じ。）に掲げる家さんに限る。）が確認された農場と疫学的関連のある農場で飼養されており、簡易検査によりA型インフルエンザウイルスの抗原が検出された家さん
 - (イ) 遺伝子検査によりH 5又はH 7亜型に特異的な遺伝子が検出された家さん
 - (ウ) 分離されたウイルスについて、遺伝子検査によりH 5若しくはH 7亜型に特異的な遺伝子が検出され、又はH I 試験によりH 5若しくはH 7亜型であることが確認された家さん

(エ) 血清抗体検査によりH5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルスに対する抗体が検出された家きん

ウ イに掲げる家きんが確認された農場において飼養されている家きん

エ 患畜又は疑似患畜（イに掲げる家きんに限る。）が確認された農場で患畜又は疑似患畜（イに掲げる家きんに限る。）と判定した日（発症していた日が推定できる場合にあっては、発症日。以下「病性等判定日」という。）から遡って7日目の日から現在までの間に家きんの飼養管理に直接携わっていた者が、当該飼養管理を行って以降に直接の飼養管理を行った他の農場において飼養されている家きん

ただし、当該他の農場の飼養家きんに異状が確認されず、飼養衛生管理が適切であることが確認された場合、動物衛生課と協議の上、疑似患畜から除外することができる。

オ 疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って7日目の日から現在までの間に当該患畜又は疑似患畜（イに掲げる家きんに限る。）と接触したことが明らかとなった家きん

カ 疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って7日目の日より前に患畜又は疑似患畜（イに掲げる家きんに限る。）と接触したことが明らかとなった家きんであって、当該患畜又は疑似患畜の発症状況等からみて、患畜となるおそれがあると家畜防疫員が判断した家きん

(2) 低病原性鳥インフルエンザ

低病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜は、次のいずれかに該当する家きんについて、農林水産省が1の病性判定の結果に基づき行う。ただし、高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜であると判定されるものを除く。

① 患畜

分離されたウイルスがH5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルスであって、病原性判定試験により病原性が低いと判断される家きん

② 疑似患畜

ア 患畜が確認された農場で飼養されている家きん

イ 血清抗体検査によりA型インフルエンザウイルスに対する抗体が検出された家きんが確認された農場において、採材した検体についての遺伝子検査によりH5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルスに特異的な遺伝子が検出された家きん

ウ 分離されたウイルスについて、遺伝子検査によりH5若しくはH7亜型に特異的な遺伝子が検出され、又はHI試験によりH5若しくはH7亜型であると確認された家きん

エ 血清抗体検査によりH5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルスに対する抗体が検出された家きんが確認された農場で飼養されており、抗体の陽転又は抗体価の上昇が確認された家きん

オ イからエまでに掲げる家きんが確認された農場において飼養されている家きん

カ 患畜又は疑似患畜（イからエまでに掲げる家きんに限る。）が確認された農場で患畜又は疑似患畜（イからエまでに掲げる家きんに限る。）の病性等判定日から遡って7日目の日から現在までの間に家きんの飼養管理に直接携わっている者が、当該飼養管理を行って以降に直接の飼養管理を行った他の農場において飼養されている家きん

ただし、当該他の農場の飼養家きんに異状が確認されず、飼養衛生管理が適切であることが確認された場合、動物衛生課と協議の上、疑似患畜から除外することができる。

キ 疫学調査の結果により、患畜又は疑似患畜（イからエまでに掲げる家きんに限る。）の病性等判定日から遡って7日目の日から現在までの間に当該患畜又は疑似患畜と接触したことが明らかとなった家きん

ク 疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って7日目の日より前に患畜又は疑似患畜（イからエまでに掲げる家きんに限る。）と接触したことが明らかとなった家きんであって、当該患畜又は疑似患畜の発症状況等からみて、患畜となるおそれがあると家畜防疫員が判断した家きん

第6 病性等判定時の措置

1 関係者への連絡

(1) 家きんが患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、次の者に対し、その旨及び発生農場（高病原性鳥インフルエンザの患畜若しくは疑似患畜（第5の2の（1）の②のイに掲げる家きんに限る。）又は低病原性鳥インフルエンザの患畜若しくは疑似患畜（第5の2の（2）の②のイからエまでに掲げる家きんに限る。）が確認された農場をいう。以下同じ。）の所在地について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡する。

- ① 当該家きんの所有者
- ② 府内市町村
- ③ 府警及び自衛隊、関係機関、関係団体等
- ④ 近隣の府県

(2) (1) の場合、当該農場から半径3km以内の農場及びその他必要と認める者に対して、患畜又は疑似患畜が確認された農場の詳細な所在地を情報提供する。

(3) (2) により情報を提供する際又は事前に情報提供の方針を説明する際には、当該情報の提供を受ける者に対し、当該情報の提供が本病のまん延防止を目的として行われるものであることを周知し、当該情報をそれ以外の目的で使用したり、漏えいさせることのないよう必要な指導を行う。特に、情報が無秩序に拡散するおそれがあるため、当該情報をウェブサイト等に掲載することは厳に慎むよう指導を行う。

(4) 家きんが患畜又は疑似患畜でないと判定された旨の連絡を受けた場合には、その旨を当該家きんの所有者及び第4の4の（6）に定める者に連絡する。また、届出に係る異状の原因の調査を行い、その結果について当該家きんの所有者に説明するとともに、動物衛生課に報告する。

2 対策本部の設置及び農林水産省、都道府県等の連携

(1) 府は、次の職員等の派遣について農林水産省と調整する。

- ① (1) の防疫方針を府に正確に伝達し、農林水産省と府が連携を密にできるよう調整する職員
- ② (1) の防疫方針の見直し（緊急防疫指針の策定を含む。）を適時適切に行うための感染状況の正確な把握を行う疫学の専門家
- ③ と殺及び埋却等の防疫措置に習熟し、府の具体的な防疫措置をサポートする緊急支援チーム
- ④ 食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会（以下「小委」という。）に設置する疫学調査チーム

(2) (1) の防疫方針に即した具体的な防疫措置を円滑に実行するため、患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに、関係部局で構成する京都府鳥インフルエンザ対策本部（以下「府対策本部」という。）及び京都府鳥インフルエンザ現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）を設置する。ただし、円滑かつ的確な防疫措置を行う上で特段の必要があるときは、病性の判定前に開催する。

(3) 府対策本部及び現地対策本部の役割及び機能が円滑かつ十分に発揮できるよう当該本部において、防疫措置、資材調達、疫学調査、広報、出納管理等の役割分担を定める。

(4) 農林水産省から派遣された(1)の①の職員は、府対策本部に出席し、農林水産大臣を本部長とする農林水産省の防疫対策本部（以下「農林水産省対策本部」という。）の決定した防疫方針を伝達し、必要な調整を行う。

(5) 府対策本部及び現地対策本部は、円滑かつ的確な防疫措置を実施するため、市町村、関係機関、関係団体、近隣府県等との連絡体制を構築する。

- (6) 府は、必要に応じて農林水産省が保有する防疫資材及び機材について、譲与又は貸与の手続きを行う。
- (7) 農林水産省対策本部及び府対策本部、現地対策本部以外の対策本部を設置する場合は、その目的と所掌範囲を明確にし、事務の重複や指揮命令系統が混乱することのないよう留意する。

3 報道機関への公表等

- (1) 府及び農林水産省は、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定されたときは、その内容や今後の防疫措置について報道機関に公表する。ただし、円滑かつ的確な防疫措置を行う上で特段の必要があるときは、動物衛生課は畜産課と協議の上、病性の判定前に公表する。
- (2) (1)による公表は原則として、農林水産省及び府が同時に行う。
- (3) (1)による公表に当たっては、人、車両等を介して感染が拡大するおそれがあること等について正確な情報提供を行う。また、発生農場に関する情報を公表する場合には、当該農場の所在地までに留め、当該農場の名称等の公表は、差し控える。
- (4) (1)による公表に当たっては、我が国ではこれまで家きん肉・家きん卵を食べることにより人に感染した例は報告されていないこと等について正確な情報提供を行う。
- (5) 防疫措置の進捗状況についても、動物衛生課と畜産課で協議の上、必要に応じ、報道機関に公表する。
- (6) 報道機関等に対し、次の事項について、協力を求める。

- ① プライバシーの保護に十分配慮すること。
- ② 発生農場には近づかない等、まん延防止及び防疫措置の支障にならないようにすること。

4 防疫措置に必要な人員の確保

- (1) 事前に策定した動員計画及び第4の4で把握した情報等をもとに、疫学調査、発生農場におけると殺等の防疫措置、移動制限の実施、消毒ポイントの運営等に必要な人員に関する具体的な防疫計画を策定し、関係機関、団体等の協力を得て、迅速な防疫措置の実施に必要な人員を速やかに確保する。またその計画について速やかに動物衛生課に報告する。
なお、具体的な防疫計画の策定に当たり、農林水産省、独立行政法人家畜改良センター等の職員や他の都道府県からの家畜防疫員の派遣を受けてもなお迅速な防疫措置の実施に必要な人員が不足する場合には、自衛隊への派遣要請を検討するとともに、事前に動物衛生課と事前調整する。
- (2) (1)により策定した具体的な防疫計画に基づいて、農林水産省、独立行政法人家畜改良センター等の職員や他の都道府県からの家畜防疫員の派遣要請を行う場合は、動物衛生課と協議する。

第7 発生農場等における防疫措置

1 本病ウイルス拡散防止措置（法第15条含む）

病性等判定前には次の対策を講じる。

(1) 農場

殺処分等の防疫措置の開始に先行して、防疫作業中又は防疫作業後の本病ウイルスの散逸を防止するために次の封じ込め対策を講じる。

- ① 農場敷地内の家きんが所在する全ての施設の閉鎖
- ② 農場敷地内に所在する上記以外の全ての施設の閉鎖
- ③ 農場敷地内の地面への緊急的な消毒剤散布
- ④ 農場敷地内から外に向かう水流の遮断処置

(2) 農場敷地外周

農場敷地の境界線を中心に同じく殺処分等の防疫措置の開始に先行して、防疫作業中又は防疫作業後の高病原性鳥インフルエンザウイルスの散逸を防止するために次の封じ込め対策を講じる。

- ① 農場敷地外周の囲い込み
- ② 農場敷地境界線上に緊急的な消毒剤散布
- ③ 農場出入口は原則1箇所限定し、人及び車両消毒ポイントを設置。それ以外の出入口を封鎖
- ④ 農場敷地外における農場敷地内から外に向かう水流の遮断処置
- ⑤ 農場敷地外における農場敷地外から内へ向かう水流の遮断処置

(3) 農場敷地外の埋却地までの経路（埋却する場合）

埋却地が農場敷地外に隣接する場合にあっては（2）の農場敷地外周に埋却地を含めた対策を講じる。

また、一定の距離を伴う近隣地の場合にあっては、埋却地に至る経路及び埋却地について、殺処分等の防疫措置の開始に先行して、次の封じ込め対策を講じる。

- ① 経路の囲い込み
- ② 経路の路面に緊急的な消毒剤散布
- ③ 埋却地出入口は原則1箇所限定し、人及び車両消毒ポイントを設置。それ以外の出入口を封鎖
- ④ 経路に交差する水流の遮断処置又は緊急的な消毒剤散布

(4) 農場周辺の道路

原則、農場に直接進入可能な交差点を含まないすべての道路（以下「直接進入路」という。）について通行制限を実施する。

また、必要に応じて、直接進入路とそれ以外の道路が接する地点について、車両又は車両及び人を対象とした消毒ポイントを設置する。

2 と殺（法第16条）

(1) 家畜防疫員は、患畜又は疑似患畜の所有者に対し、と殺指示書を交付する。

(2) 発生農場等への出入口は、原則として1か所に限定し、その他の出入口については、門を閉じる、綱を張る等の方法により閉鎖する。

(3) 患畜又は疑似患畜であると判定された後、原則として、速やかに、発生農場及び発生農場の周囲1km以内の区域に位置する農場（第12の2の（1）の検査の対象農場に限る。）の外縁部及び家きん舎周囲への消石灰等の散布、粘着シートの設置や殺鼠剤の散布等により、発生農場から周辺農場への病原体拡散防止措置を行う。なお、これらの措置は、必要に応じて患畜又は疑似患畜の判定前に実施する。

(4) 患畜又は疑似患畜は、当該農場内で、原則として患畜又は疑似患畜であると判定された

後、(3)の発生農場における措置が完了してから目安として24時間以内にと殺を完了する。

- (5) と殺は、原則として家きん舎内で行う。やむを得ず家きん舎外でと殺を行う場合には、外部から見えないようブルーシート等で周囲を覆うとともに、家きんが逃亡しないようケージ等を用意し、ウイルスの拡散防止、死体処理場所の選定に配慮して実施する。
- (6) と殺は、動物福祉に配慮しつつ、二酸化炭素によるガス殺、泡殺鳥機等により迅速に行う。また、臨床症状が確認されている家きん舎を優先して行う。
- (7) 患畜又は疑似患畜の死体は、埋却、焼却等のための箱又は袋詰めをするまでの間、羽毛やふけの飛散を防止する等の病原体拡散防止措置を講ずる。
- (8) と殺に当たっては、防疫措置従事者の感染防止、健康管理及び安全確保に留意するとともに、家きんの所有者、防疫措置従事者等の心情にも十分に配慮する。
- (9) 農林水産省と連携して、円滑な防疫対応や感染経路の究明のため、と殺時又はと殺前に発症している家きんの場所や羽数を記録するとともに、当該家きんの病変部位を鮮明に撮影し、速やかに動物衛生課に送付する。また、動物衛生課と協議の上、発症していない家きんを含めて、飼養規模に応じた検査材料の採材を行う。
- (10) 積極的に民間獣医師及び獣医師以外の畜産関係者等に協力を求め、家畜防疫員の指導の下、迅速にと殺を完了させる。
- (11) 事前に対応計画を策定した農場にあっては、当該計画に沿って、と殺を行う。

3 死体の処理（法第21条）

- (1) 患畜又は疑似患畜の死体は、原則として、患畜又は疑似患畜であると判定された後、2の(3)の発生農場における措置が完了してから72時間以内に焼却する。焼却による処理が困難な場合には、発生農場若しくはその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び家きんが接近しない場所に限る。）において埋却する。
- (2) やむを得ず、焼却又は埋却のため死体を農場から移動させる必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。

- ① 当該死体を入れた容器の外装等を十分に消毒する。
- ② 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが無い場合には、運搬物が漏れないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。
- ③ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
- ④ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
- ⑤ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。
- ⑥ 移動時には、法第32条第1項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。
- ⑦ 死体を処理する場所まで家畜防疫員等が同行する。
- ⑧ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
- ⑨ 移動経過を記録し、保管する。

- (3) 焼却又は埋却による処理が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、化製処理を行う。化製処理を行うための死体の移動に当たっては、(2)の措置を講ずるとともに、化製処理後の産物の移動に当たっては、当該産物の状態に応じて(2)に準じた措置を講ずる。なお、化製処理を行った場合は、原則として当該産物は焼却処理する。
- (4) 焼却又は化製処理を行う場合は、次の措置を講ずる。なお、患畜又は疑似患畜の死体及び汚染物品は迅速に処理する必要があること等から、府内各地の焼却施設と協力し、広域で処理を行う。また、化製処理を行った上で焼却する場合には、当該産物の状態に応じて次の措置を講ずる。

- ① 運搬車両から死体投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。

- ② 死体置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。
- ③ 死体の焼却又は化製処理工程への投入完了後直ちに、焼却施設等の出入口から死体投入場所までの経路を消毒する。
- ④ 焼却又は化製処理が完了し、設備、資材及び③の経路の消毒が終了するまで、家畜防疫員等が立ち会う。

(5) 焼却、埋却又は化製処理が困難な場合には、発酵による消毒を行う。

(6) 第2-2の2の(4)に基づき事前に対応計画を策定した農場にあっては、当該計画に沿って、死体の処理を行う。

4 汚染物品の処理（法第23条）

(1) 発生農場等に由来する次の物品は、汚染物品として、原則として、焼却する。焼却による処理が困難な場合には、発生農場もしくはその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び家きんが接近しない場所に限る。）において埋却する。焼却又は埋却による処理が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、化製処理又は消毒を行う。また、汚染物品は、焼却等による処理を行うまでの間、野鳥を含む野生動物が接触しないよう隔離及び保管する。

- ① 家きん卵（ただし、病性等判定日から遡って7日目の日より前に採取され区分管理（汚染した又はそのおそれのあるものとの交差がない管理をいう。以下同じ。）されていたもの、GPセンター等で既に処理されたもの及び種卵を除く。）
- ② 種卵（ただし、病性等判定日から遡って21日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）
- ③ 家きんの排せつ物等
- ④ 敷料
- ⑤ 飼料
- ⑥ その他ウイルスにより汚染したおそれのある物品

(2) やむを得ず汚染物品を発生農場から移動させる必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。化製処理後の産物の移動についても、当該産物の状態に応じて次の措置に準じた措置を講ずる。

- ① 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが無い場合には、運搬物が漏れないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。
- ② 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
- ③ 原則として、他の農場付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
- ④ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。
- ⑤ 移動時には、法第32条第1項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。
- ⑥ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
- ⑦ 移動経過を記録し、保管する。

(3) 焼却、化製処理又は消毒を行う場合は、次の措置を講ずる。なお、化製処理を行った上で焼却する場合には、当該産物の状態に応じて次の措置を講ずる。

- ① 運搬車両から汚染物品投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。
- ② 汚染物品置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。
- ③ 汚染物品の焼却、化製処理又は消毒工程への投入完了後直ちに、施設の出入口から汚染物品投入場所までの経路を消毒する。

(4) 第2-2の2の(4)により事前に対応計画を策定した農場にあっては、当該計画に沿って、汚染物品の処理を行う。

5 家きん舎等の消毒（法第25条）

と殺の終了後、患畜又は疑似患畜の所在した家きん舎等における消毒を、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第30条の基準に従い、1週間間隔で3回以上実施する。

消毒は、次亜塩素酸ナトリウム液、アルカリ液、ホルムアルデヒド、クレゾール液、逆性石けん液、高温蒸気等を用いて行う。

事前に対応計画を策定した農場にあっては、当該計画に沿って家きん舎等の消毒を行う。

6 家きん舎等におけるねずみ等の捕獲等

病原体の拡散防止措置として、と殺の終了後、家きん舎の清掃及び消毒を実施する際に、ねずみ等の捕獲のための粘着シートの設置や駆除のための殺鼠剤の設置等を行う。

7 家きんの評価

(1) 家きんの評価額は、患畜又は疑似患畜であることが確認される前の状態についてのものとし、当該家きんが患畜又は疑似患畜であることは考慮しない。

(2) 評価額の算出は、原則として、当該家きんの導入価格に、導入日から患畜又は疑似患畜であることが確認された日までの期間の生産費（統計データを用いて算出する。）を加算して行い、これに産卵供用残存期間等を考慮して必要な加算又は減算を行う。

(3) 家きんの所有者等は、と殺に先立ち、家きんの評価額の算定の参考とするため、と殺の対象となる代表的な個体について、体型・骨格が分かる写真、評価額の算定に必要な資料等を準備する。

7 その他

2の(4)及び3の(1)に掲げる24時間以内の殺処分及び72時間以内の焼埋却については、防疫作業に特段の支障が生じない環境下の農場において、肉用鶏平飼いで5～10万羽の飼養規模を、採卵鶏ケージ飼いで3～6万羽の飼養規模を基準とする。

第8 通行の制限又は遮断（法第15条）

1 府又は市町村は、動物衛生課と協議の上、本病の発生の確認後速やかに、管轄の警察署及び関係自治体の協力を得て、別に消毒ポイントを設けて、発生農場周辺の通行の制限又は遮断を行う。この場合において、通勤、通学、医療、福祉等のための通行については、当該消毒ポイントにおいて十分な消毒を行った上で、これを認めることとする。

2 法に規定されている上限の72時間を経過した後も通行の制限又は遮断を継続する必要がある場合には、道路管理者等との協議を行い、通行の自粛の要請等適切な措置を実施できるよう、あらかじめ調整する。

3 家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号）第5条に規定する通行の制限又は遮断の手続等については、事前に関係市町村の住民に対し、その概要及び必要性を説明するように努め、事前に説明することが困難な場合には、実施後速やかに説明する。

第9 移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第32条）

1 制限区域の設定

(1) 高病原性鳥インフルエンザの場合

① 移動制限区域

ア 家きんが高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として発生農場を中心とした半径3km以内の区域について、家きん等（4に掲げるものをいう。②及び5の（9）において同じ。）の移動を禁止する区域（以下「移動制限区域」という。）として設定する。ただし、第5の2の判定前であっても高病原性鳥インフルエンザである可能性が高いと認められる場合には、動物衛生課と協議の上、当該判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。

イ 発生農場における感染状況等から届出が遅れたことが明らかであり、かつ、第4の3の（2）に掲げる疫学情報により既に感染が拡大しているおそれがあると考えられる場合等には、動物衛生課と協議の上、原則として、半径10km以内の区域を移動制限区域として設定する。

なお、感染の拡大がより広範囲に及んでいると考えられる場合には、10kmを超えて設定する。

② 搬出制限区域

原則として、発生農場を中心とした半径10km以内の移動制限区域に外接する区域について、家きん等の当該区域からの搬出を禁止する区域（以下「搬出制限区域」という。）として設定する。

なお、①のイの場合には、移動制限区域の外縁から10km以内の区域について、搬出制限区域として設定する。

③ 食鳥処理場で発生した場合

食鳥処理場に所在する家きんが高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜であると判定された場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。

ア 当該食鳥処理場を中心として、原則として半径1km以内の区域について、移動制限区域として設定する。

イ 当該家きんの出荷元の農場を中心として、原則として①及び②と同様に移動制限区域及び搬出制限区域（以下「制限区域」という。）を設定する。

(2) 低病原性鳥インフルエンザの場合

① 移動制限区域

ア 第5の2により家きんが低病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、発生農場を中心とした半径1km以内の区域について、移動制限区域として設定する。

イ 発生農場における感染状況等から届出が遅れたことが明らかであり、かつ、第4の3の（2）に掲げる疫学情報により既に感染が拡大しているおそれがあると考えられる場合等には、動物衛生課と協議の上、原則として、半径5km以内の区域を移動制限区域として設定する。

なお、感染の拡大がより広範囲に及んでいると考えられる場合には、5kmを超えて設定する。

② 搬出制限区域

原則として、発生農場を中心とした半径5km以内の移動制限区域に外接する区域について、搬出制限区域として設定する。

なお、①のイの場合には、移動制限区域の外縁から5km以内の区域について、搬出制限区域として設定する。

(3) 制限区域の設定方法

- ① 移動制限区域の外縁の境界及び搬出制限区域の外縁の境界は、市町村等の行政単位又は道路、河川、鉄道その他境界を明示するために適当なものに基づき設定する。
- ② 制限区域が複数の府県にわたる場合には、動物衛生課の指導の下、事前に、当該府県の間で十分に協議を行う。
- ③ 制限区域の設定に先立ち、その都度、次の措置を講ずる。なお、事前にこれらの措置を講ずることが困難な場合には、設定後速やかにこれらの措置を講ずる。
 - ア 制限区域内の家きんの所有者、市町村、関係機関及び関係団体等への通知
 - イ 報道機関への公表等を通じた広報
 - ウ 主要道路と移動制限区域及び搬出制限区域それぞれとの境界地点での標示

(4) 家きんの所有者への連絡

制限区域の設定を行った場合には、速やかに、当該区域内の家きんの所有者に対し、その旨及び発生農場の所在地について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡するとともに、その後の検査スケジュール等について説明する。

(5) 制限区域内の農場への指導

高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜が確認された場合には、制限区域内の全ての家きんの所有者に対し、毎日の健康観察を徹底するよう指導するとともに、次の①から③までに掲げる異状を確認した場合にあっては、直ちに、その旨を報告するよう求める。また、法第52条に基づき、毎日、当日の死亡羽数等について移動又は搬出制限区域が解除されるまで報告するよう求める。

- ① 同一の家きん舎内において、1日の家きんの死亡率が対象期間における平均の家きんの死亡率の2倍以上となっている場合。ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。
- ② 家きんに鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等、高病原性鳥インフルエンザウイルス又は低病原性鳥インフルエンザウイルスの感染家きんが呈する症状を確認した場合
- ③ 5羽以上の家きんが、まとまって死亡していること（家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合を除く。）又はまとまってうずくまっていることを確認した場合

2 制限区域の変更

(1) 制限区域の拡大

発生状況等から、移動制限区域外での発生が多発すると考えられる場合には、動物衛生課と協議の上、制限区域を拡大する。

(2) 制限区域の縮小

1の(1)の①のア又は1の(2)の①のアの区域を超えて移動制限区域の設定又は拡大を行った場合であって、発生状況、周辺農場の清浄性確認及び疫学調査の結果から、感染拡大が限局的なものとなっていることが明らかとなったときは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域の範囲を高病原性鳥インフルエンザの場合は半径3kmまで、低病原性鳥インフルエンザの場合は半径1kmまで縮小することができる。その際、高病原性鳥インフルエンザの場合は、発生農場を中心とした半径10km以内の移動制限区域に外接する区域を、低病原性鳥インフルエンザの場合は、発生農場を中心とした半径5km以内の移動制限区域に外接する区域をそれぞれ搬出制限区域として設定する。

3 制限区域の解除

(1) 高病原性鳥インフルエンザの場合

① 移動制限区域

次の要件のいずれにも該当する場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

ア 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了（法第16条に基づくと殺、法第21条に基づく死体の処理、法第23条に基づく汚染物品の処理及び法第25条に基づく家きん舎等の消毒（1回目）が全て完了していることをいう。以下同じ。）後10日が経過した後に実施する第12の2の（2）の清浄性確認検査により全ての農場で陰性が確認されていること。

イ 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後21日が経過していること。

② 搬出制限区域

①のアで行う清浄性確認検査により全ての農場で陰性が確認された場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

(2) 低病原性鳥インフルエンザの場合

① 移動制限区域

高病原性鳥インフルエンザの場合と同様に、(1)の①の要件のいずれにも該当する場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

② 搬出制限区域

第12の2の（1）の発生状況確認検査により制限区域内の全ての農場で陰性が確認された場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

4 制限の対象

移動制限及び搬出制限の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 生きた家きん
- (2) 家きん卵（ただし、GPセンター等で既に処理されたものを除く。）
- (3) 家きんの死体
- (4) 家きんの排せつ物等
- (5) 敷料、飼料及び家きん飼養器具（農場以外からの移動を除く。）

5 制限の対象外

(1) 移動制限区域内の家きんの食鳥処理場への出荷

① 次の要件のいずれにも該当する移動制限区域内の農場の家きんについて、動物衛生課と協議の上、第10の4の（1）により事業を再開した移動制限区域内の食鳥処理場に出荷させることができる（移動制限区域外の食鳥処理場には出荷できない。）。

ア 当該農場について、第12の2の（1）の発生状況確認検査により陰性が確認されていること。

イ 出荷しようとしている家きん舎の家きんについて、出荷日から遡って3日以内に採材した検体が遺伝子検査により陰性が確認されていること。

② 家きんの移動時には、次の措置を講ずる。

ア 食鳥処理を行う当日に移動させる。

イ 移動前に、臨床的に農場の家きんに異状がないか確認する。

ウ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。

エ 荷台は、羽毛等の飛散を防止するために、ネット等で覆う。

オ 車両は、他の家きんの飼養場所を含む関連施設に入らない。

カ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

キ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

ク 移動経過を記録し、保管する。

(2) 移動制限区域内の家きん卵（種卵を除く。）のGPセンターへの出荷

臨床検査、遺伝子検査及び血清抗体検査により全て陰性を確認した移動制限区域内の農場の家きん卵（種卵を除く。）について、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内の第10の4の(2)により事業を再開したGPセンター等又は移動制限区域外にあるGPセンター等に出荷させることができる。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

(3) 移動制限区域内の種卵のふ卵場又は検査等施設（大学、家畜保健衛生所等）への出荷と当該種卵から生まれた初生ひなの出荷

① 臨床検査、遺伝子検査及び血清抗体検査により全て陰性を確認した移動制限区域内の農場の種卵について、動物衛生課と協議の上、次の要件に該当するふ卵場又は検査等施設に出荷させることができる。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

ア 移動制限区域内のふ卵場で次の要件のいずれにも該当するものであること。

(ア) 第10の4の(3)により事業を再開したこと。

(イ) 移動制限区域内の農場から出荷された種卵から生まれた初生ひな（ふ化後72時間以内のひなのことをいう。以下同じ。）を出荷する（出荷先の農場の所在地を問わない。）場合には、次の要件に該当するものであること。

a 当該初生ひなの種卵の出荷元の農場で高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの患者又は疑似患者が確認されていないこと。

b ふ卵器に入れる前及びふ化前に消毒を受けており、ロットごとで区分管理されていること。

c 出荷日に家畜防疫員が行う次の検査により陰性が確認されていること。

(a) 臨床検査

(b) 当該ふ卵場の死ごもり卵及び死亡初生ひなを対象に行う簡易検査

イ 移動制限区域外のふ卵場で次の要件のいずれにも該当するものであること。

(ア) 第10の4の(3)の①の要件のいずれにも該当すること及び第10の4の(3)の②の事項を遵守していることを家畜防疫員が確認したこと。

(イ) アの(イ)に該当すること。

ウ 移動制限区域内又は移動制限区域外の検査等施設で次の要件のいずれにも該当するものであること。

(ア) 移動制限区域内の農場から出荷された種卵をふ化させないこと。

(イ) 施設の管理責任者、施設の所在地、施設における種卵の使用目的及び使用後のウイルスの不活化に適した処理方法が府によって把握されていること。

② ①の種卵から生まれた初生ひなを移動制限区域内のふ卵場から出荷する場合（出荷先の農場の所在地を問わない。）及び移動制限区域内の農場に出荷する場合（出荷元のふ卵場の所在地を問わない。）には、次の措置を講ずる。

ア 密閉車両を用いる。

イ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。

ウ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

エ 移動中は、消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

オ 移動時には、法第32条第1項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。

カ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

キ 移動経過を記録し、保管する。

(4) 移動制限区域内のふ卵場の初生ひな（移動制限区域外の農場から出荷された種卵から生まれたものに限る。）の出荷

第10の4の(3)により事業を再開した移動制限区域内のふ卵場の初生ひなであって移

動制限区域外の農場から出荷された種卵から生まれたものについて、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内又は移動制限区域外の農場に出荷させることができる。

この場合、移動に際しては、次の措置を講ずる。

- ① 密閉車両を用いる。
- ② 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
- ③ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
- ④ 移動中は、消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。
- ⑤ 移動時には、法第32条第1項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。
- ⑥ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
- ⑦ 移動経過を記録し、保管する。

(5) 搬出制限区域内の家きん、家きん卵（種卵を含む。）及び初生ひなの食鳥処理場、GPセンター等、ふ卵場、農場、検査等施設への出荷

- ① 家きん
搬出制限区域内の農場の家きんについて、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内又は制限区域外（移動制限区域でも搬出制限区域でもない区域）の食鳥処理場に出荷させることができる（搬出制限区域内への出荷は、もともと禁止されていない。）。
この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。
- ② 家きん卵（種卵を含む。）
搬出制限区域内の農場の家きん卵について、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内又は制限区域外のGPセンター等、ふ卵場又は検査等施設（(3)の①のウに該当するものに限る。）に出荷させることができる（搬出制限区域内への出荷は、もともと禁止されていない。）。
この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。
- ③ 初生ひな
搬出制限区域内のふ卵場の初生ひな（移動制限区域外の農場から出荷された種卵から生まれたものに限る。）について、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内又は制限区域外の農場に出荷することができる（搬出制限区域内への出荷は、もともと禁止されていない。）。
この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒するとともに、移動制限区域内の農場に出荷する場合には、次の措置を講ずる。
ア 密閉車両を用いる。
イ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
ウ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
エ 移動経過を記録し、保管する。

(6) 制限区域外の家きん、家きん卵（種卵を含む。）及び初生ひなの食鳥処理場、GPセンター等、ふ卵場、農場、検査等施設への出荷

- ① 家きん
制限区域外の農場の家きんについて、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内の食鳥処理場に他の農場等を経由しないで出荷させることができる（搬出制限区域内への出荷は、もともと禁止されていない。）。
この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。
- ② 家きん卵（種卵を含む。）
制限区域外の農場の家きん卵（種卵を含む。）について、府は動物衛生課と協議の上、移動制限区域内のGPセンター等、ふ卵場又は検査等施設（(3)の①のウに該当するものに

限る。)に他の農場等を経由しないで出荷させることができる(搬出制限区域内への出荷は、もともと禁止されていない。)

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

③ 初生ひな

制限区域外のふ卵場の初生ひな(移動制限区域外の農場から出荷された種卵から生まれたものに限る。)について、府は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内の農場に他の農場等を経由しないで出荷させることができる(搬出制限区域内への出荷は、もともと禁止されていない。)

この場合、移動に際しては、次の措置を講ずる。

ア 密閉車両を用いる。

イ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

ウ 移動中は、消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

エ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

オ 移動経過を記録し、保管する。

(7) 制限区域内の家きんの死体等の処分のための移動

① 発生の状況、環境保全の観点等を勘案して、家畜防疫員が家きんに臨床的な異状がないことを確認した制限区域内の農場の家きんの死体、家きんの排せつ物等、敷料又は飼料等について、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理又は消毒を行うことを目的に焼却施設等その他必要な場所に移動させることができる。

② 移動時には、次の措置を講ずる。

ア 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが確保できない場合には、運搬物が漏出ししないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。

イ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。

ウ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

エ 複数の農場を連続して配送しないようにする。

オ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。

カ 移動時には、法第 32 条第 1 項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。

キ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

ク 移動経過を記録し、保管する。

③ 焼却、化製処理又は消毒を行う場合には、次の措置を講ずる。

ア 運搬車両から死体等の投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。

イ 死体等置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。

ウ 焼却、化製処理又は消毒工程への投入完了後直ちに、施設の出入口から死体等投入場所までの経路を消毒する。

(8) 制限区域外の家きんの死体の処分のための移動

制限区域外の農場の家きんの死体について、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理を行うことを目的に移動制限区域内の焼却施設等に移動させることができる。

この場合には、移動制限区域内の農場には立ち寄らないようにするとともに、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒するほか、(7)の③の措置を講ずる。

(9) 制限区域外の家きん等の通過

制限区域外の農場の家きん等について、制限区域を通過しなければ、制限区域外の他の農場、食鳥処理場等の目的地に移動させることができない場合には、動物衛生課と協議の上、制限区域内を通過させることができる。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

(10) 異状発見時の措置

上記の移動制限の対象外となり、家きん、家きん卵又は初生ひなの移動元の農場若しくはふ卵場又は移動先の農場若しくはふ卵場に、1の(5)の①から③までのいずれかの異状が認められた場合のほか、移動の際に必要な措置が講じられていないことが判明した場合、移動制限区域内の複数の農場において本病の発生が継続する場合等、動物衛生課が特に必要と認めた場合には、直ちに、家きん、家きん卵及び初生ひなの移動を禁止し、当分の間、(1)から(4)までの協議を見合わせる。

当該禁止は、必要に応じて、小委の委員等の専門家の意見を聴きつつ、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザによる症状でないことが明らかとなるまで、又はその他の移動を禁止する事情に対して必要な措置が講じられるまでの間継続する。

第10 家きん集合施設の開設等の制限等（法第26条、第33条及び第34条）

1 移動制限区域内の制限

(1) 動物衛生課と協議の上、移動制限区域内における次の事業の実施、催物の開催等を停止する。

- ① 食鳥処理場（食肉加工場を除く。）における食鳥処理
- ② GPセンター等
- ③ ふ卵場
- ④ 品評会等の家きんを集合させる催物

(2) 移動制限区域内の食鳥処理場等の所有者に対し、期限を定めて必要な消毒をすべき旨を命ずるとともに、必要に応じて消毒設備を設置させるものとする。

2 搬出制限区域内の制限

動物衛生課と協議の上、搬出制限区域内における品評会等の家きんを集合させる催物の開催を停止する。

3 汚染物品となる種卵が搬入されていることが判明したふ卵場の制限

動物衛生課と協議の上、汚染物品に該当する種卵が搬入されていることが判明したふ卵場に対し、新たな種卵の受入れの停止、初生ひなの出荷一時停止等の必要な措置を指示する。

また、当該ふ卵場が4の(3)の再開の要件を満たすことを確認し、当該ふ卵場内の汚染物品となる全ての種卵の隔離又は処分が完了した場合、動物衛生課と協議の上、種卵の受入れの停止及び初生ひなの出荷一時停止を解除することができる。

なお、出荷を一時停止している期間において、当該ふ卵場内にある種卵（汚染物品となるものを除く。）から生まれる初生ひなについては、第9の5の(3)の①のアの(イ)のcに準じた出荷時の検査により陰性を確認することで、動物衛生課と協議の上、出荷させることができる。

4 制限の対象外

(1) 食鳥処理場の再開

① 再開の要件

移動制限区域内の食鳥処理場について、次の要件のいずれにも該当する場合には、動物衛生課と協議の上、事業を再開させることができる。なお、食鳥処理場で本病が発生した場合には、これらの要件に加え、場内の消毒が完了している必要がある。

ア 車両消毒設備が整備されていること。

イ 生体受入施設は、施設の他の場所と明確に区別されていること。

ウ 定期的に清掃・消毒をしていること。

エ 衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っていること。

オ ②の事項を遵守する体制が整備されていること。

② 再開後の遵守事項

再開後には、移動制限が解除されるまでは次の事項を遵守するよう徹底する。

ア 作業従事者が食鳥処理場に立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用すること。

イ 車両の出入り時の消毒を徹底すること。

ウ 家きんの搬入は農場ごとに行い、運搬車両は複数の農場に立ち寄らないこと。

エ 移動制限区域内の農場から家きんを搬入する場合には、搬入時に食鳥処理場内に他の農場から搬入する車両が存在しないよう調整するとともに、当該家きんを搬入する前後

に生体受入場所を消毒すること。

オ 移動制限区域内の農場から家きんを搬入する場合には、その日の最後に搬入し、搬入したその日のうちに食鳥処理を行うこと。

カ 搬入した家きんについて、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）に基づき、食鳥処理を行うことが不相当と判断された場合には、農場には戻さず、速やかに処分すること。

キ 出荷カゴ等は、原則として農場ごとの専用とし、使用前後に消毒するとともに、野鳥等と接触するおそれのない場所で保管すること。

ク 搬入した家きんは、農場ごとに区分管理すること。

ケ 家きん及び製品の搬出入に関する記録を作成し、保存すること。

(2) GPセンター等の再開

① 再開の要件

移動制限区域内のGPセンター等について、次の要件のいずれにも該当する場合、動物衛生課と協議の上、事業を再開させることができる。

ア 車両消毒設備が整備されていること。

イ 原卵と製品が接触しない構造になっていること。

ウ 野鳥等の侵入を防止する構造となっており、又は防止する措置を講じていること。

エ 定期的に清掃・消毒をしていること。

オ 衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っていること。

カ ②の事項を遵守する体制が整備されていること。

② 再開後の遵守事項

再開後には、移動制限が解除されるまでは次の事項を遵守するよう徹底する。

ア 車両の出入り時の消毒を徹底すること。

イ 家きん卵の収集は農場ごとに行い、運搬車両は複数の農場には立ち寄らないこと。

ウ GPセンター等の関係者が当該GPセンター等に立ち入る場合は、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用すること。

エ トレー等は、原則として農場ごとの専用とし、使用前後に消毒するとともに、野鳥等と接触するおそれのない場所で保管すること。

オ 搬入した家きん卵は、農場ごとに区分管理すること。

カ 家きん卵及び製品の搬出入に関する記録を作成し、保存すること。

(3) ふ卵場の再開

① 再開の要件

次の要件のいずれにも該当する移動制限区域内のふ卵場は、動物衛生課と協議の上、事業を再開することができる。

ア 車両消毒設備が整備されていること。

イ 貯卵室、ふ卵室、ふ化室、ひな処理室等は、衛生的に区分された状態で設置され、ロットが異なる種卵及び初生ひなが接触しない構造であること。

ウ 貯卵室、ふ卵室、ふ化室、ひな処理室等は、野鳥等の侵入を防止する構造となっており、又は防止する措置を講じていること。

エ 定期的に清掃及び消毒をしていること。

オ 衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っていること。

カ ②の事項を遵守する体制が整備されていること。

② 再開後の遵守事項

再開後には、次の事項を遵守するよう徹底する。

ア 第9の5の(3)又は(4)により出荷が認められるまで、初生ひなを出荷しないこと。

- イ 車両の出入り時の消毒を徹底すること。
- ウ ふ卵場の関係者が作業場に立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用すること。
- エ ハッチャー等の器具は、使用前後に消毒すること。
- オ コンテナ、トレー等は、使用前後に消毒するとともに、害虫、野鳥等と接触するおそれのない場所で保管すること。
- カ ロットが異なる種卵及び初生ひなが接触しないようにすること。
- キ 搬入する種卵は、入卵時及びふ卵中に少なくとも1回ホルマリン燻蒸等により消毒すること。
- ク 初生ひなの出荷は、農場ごとに行うこと。
- ケ ふ卵に伴う残存物等（卵殻、発育停止卵、死ごもり卵、綿毛、胎便等）は、焼却又は消毒後廃棄等により、適切に処理すること。
- コ 種卵及び初生ひなの搬出入に関する記録を作成し、保存すること。

(4) (1) から (3) までに基づき事業を再開した施設において、遵守事項が遵守されていないことを確認した場合には、当該施設における事業の実施を再度停止する。

第 11 消毒ポイントの設置（法第 28 条の 2）

- 1 第 5 の 2 により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに、市町村、管轄の警察署、道路管理者等の協力を得て、発生農場周辺の感染拡大を防止すること並びに移動制限区域の外側及び搬出制限区域の外側への感染拡大を防止することに重点を置き、消毒ポイントを設置する。
- 2 具体的な消毒ポイントの設置場所については、次の事情を考慮し、発生農場周辺（当該農場から概ね半径 1 km の範囲内）、移動制限区域及び搬出制限区域の境界その他の場所を選定する。また、移動制限区域の拡大、縮小等に合わせ、その都度、設置場所を見直す。
 - (1) 道路網の状況
 - (2) 一般車両の通行量
 - (3) 畜産関係車両の通行量
 - (4) 山、河川等による地域の区分
- 3 消毒ポイントの設置に当たっては、車両等によるウイルスの拡散防止が徹底できるよう、畜産関係車両や防疫関係車両のみならず、必要に応じて一般車両も効率的かつ確実に消毒されるよう、消毒設備の構造等を工夫する。

特に、畜産関係車両や防疫関係車両については、消毒ポイントを通行するよう指導し、運転手や車両内部を含め、厳重な消毒を徹底する。

また、消毒ポイントにおける車両の交差汚染を防止するため、出入口の設置場所や車両の動線等に注意の上、必要に応じて、消毒ポイントを一地点につき、複数か所設置する等の措置を講じる。

第 1 2 ウイルスの浸潤状況の確認等

1 疫学調査

(1) 疫学調査の実施方法

第 4 の 3 の (2) による疫学情報の収集、農場等における人、車両等の出入りの状況の確認等により、ウイルスに汚染したおそれのある家きん（以下「疫学関連家きん」という。）を特定するための疫学調査を実施する。

(2) 疫学関連家きん

① 高病原性鳥インフルエンザの場合

(1) の調査の結果、次のアからエまでのいずれかに該当する家きんであることが明らかとなったものは、動物衛生課と協議の上、疫学関連家きんとして、法第 3 2 条第 1 項に基づき移動を禁止する。疫学関連家きんと判明後、直ちに家畜防疫員による臨床検査を行うとともに、法第 5 2 条に基づき、毎日、当日の死亡羽数等の報告を求め、患畜又は疑似患畜との接触後（又は疫学関連家きんと判定された後）14 日を経過した後に、家畜防疫員による臨床検査及び簡易検査を行う。

ア 病性等判定日から遡って 8 日以上 21 日以内に患畜と接触した家きん

イ 病性等判定日から遡って 8 日以上 21 日以内に疑似患畜（臨床症状を呈していたものに限る。）と接触した家きん

ウ 第 5 の 2 の (1) の ② のオ及びカに規定する疑似患畜が飼養されていた農場で飼養されている家きん

エ その他、病性等判定日から遡って 21 日以内に発生農場の衛生管理区域に出入りした人、物又は車両が当該出入りした日から 7 日以内に他の農場等の衛生管理区域に出入りした場合や他の農場の家きんや車両が食鳥処理場等において発生農場からの出荷家きんや車両等と交差汚染した可能性がある場合等において、当該人、物又は車両の出入り時の消毒等の実施状況から疑似患畜となるおそれがある家きんが飼養されている当該他の農場の家きん

② 低病原性鳥インフルエンザの場合

(1) の調査の結果、次のアからエにまでのいずれか該当する家きんであることが明らかとなったものは、動物衛生課と協議の上、疫学関連家きんとして、法第 3 2 条第 1 項に基づき移動を禁止する。疫学関連家きんと判明後、直ちに家畜防疫員による臨床検査を行い、患畜又は疑似患畜との接触後（又は疫学関連家きんと判定された後）14 日を経過した後に、家畜防疫員による臨床検査及び血清抗体検査を行う。

ア 病性等判定日から遡って 8 日以上 180 日以内に患畜と接触した家きん

イ 病性等判定日から遡って 8 日以上 180 日以内に疑似患畜と接触した家きん

ウ 第 5 の 2 の (2) の ② のキ及びクに規定する疑似患畜が飼養されていた農場で飼養されている家きん

エ その他、病性等判定日から遡って 180 日以内に発生農場の衛生管理区域に出入りした人、物又は車両が当該出入りした日から 7 日以内に他の農場等の衛生管理区域に出入りした場合や他の農場の家きんや車両が食鳥処理場等において発生農場からの出荷家きんや車両等と交差汚染した可能性がある場合等において、当該人、物又は車両の出入り時の消毒等の実施状況から疑似患畜となるおそれがある家きんが飼養されている当該他の農場の家きん

2 制限区域内の周辺農場の検査

(1) 発生状況確認検査

第 5 の 2 により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、原則として 24 時間以内に、次の①又は②に掲げる場合の区分に応じ、当該①又は②に定める農場（家き

んを100羽以上飼養する農場（だちょうにあっては、10羽以上飼養する農場）に限る。
）に立ち入り、臨床検査を行うとともに、ウイルス分離検査及び血清抗体検査を行う。

- | |
|---------------------------------|
| ① 高病原性鳥インフルエンザの場合
移動制限区域内の農場 |
| ② 低病原性鳥インフルエンザの場合
制限区域内の農場 |

(2) 清浄性確認検査

制限区域内における清浄性を確認するため、移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後10日が経過した後に、(1)と同様の検査を行う。

3 1の(2)又は2の検査で異状又は陽性が確認された場合の対応

(1) 1の(2)の検査で異状又は陽性が確認された場合、府は第4の2に準じた検査を行い、農林水産省は第5の判定を行う。さらに、2の検査で陽性が確認された場合、農林水産省は第5の判定を行う。

(2) 府は、防疫指針の見直し又は緊急防疫指針の策定があった場合は、本要領の見直しを行う。

4 検査員の遵守事項

1の調査及び2の検査を行う者は、次の事項を遵守する。

(1) 発生農場の防疫措置に従事した日から少なくとも7日を経過していない者は、1の調査及び2の検査において、農場に立ち入らないこと。ただし、発生農場での防疫措置実施時や発生農場からの退場時のバイオセキュリティ措置が適切に実施されていることが確認される場合には、その期間を3日まで短縮できるものとする。

(2) 当該農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具及び車両の消毒を行うこと。

(3) 帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。

(4) 立ち入った農場の家きんについて1の(2)又は2の検査で異状又は陽性が確認された場合には、当該農場の家きんが患畜及び疑似患畜のいずれでもないことが確認されるまで、他の農場に立ち入らないこと。

5 飼養衛生管理基準の遵守状況の確認（法第34条の2）

(1) 第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、立入検査、直近の飼養衛生管理基準の遵守状況調査及び第1の3の(2)によるこれまでの飼養衛生管理に係る指導等の結果等により、制限区域内を中心に家きんを飼養する農場における飼養衛生管理基準の遵守状況を確認する。

(2) (1)の結果、家きんの所有者が、飼養衛生管理基準のうち次に掲げる事項を遵守しておらず、直ちに改善しなければ本病がまん延する可能性が高いと認める場合には、京都府飼養衛生管理指導等計画に沿って、当該家きんの所有者に対して、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、改善すべき旨の勧告を行う。

- | |
|---|
| ① 衛生管理区域内における家畜の伝染性疾病の病原体による汚染の拡大の防止の方法に関する事項 |
| ② 衛生管理区域外への家畜の伝染性疾病の病原体の拡散の防止の方法に関する事項 |

(3) 府は、(2)の勧告を受けた家きんの所有者が、当該勧告に従わない場合には、京都府飼養衛生管理指導等計画に沿って、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずる。

第 13 緊急ワクチン（法第 31 条第 1 項）

1 現行のワクチンは、本病の発症の抑制に効果があるものの、感染を完全に防御することはできないため、無計画、無秩序なワクチンの使用は、本病の発生又は流行を見逃すおそれが生ずることに加え、清浄性確認のための抗体検査の際に支障を来し、清浄化を達成するまでに長期間かつ多大な経済的負担や混乱を招くおそれがある。また、肉用鶏については、ワクチン接種した場合に、休薬期間に係る食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）上の問題もある。

このため、ワクチンの使用については、慎重に判断する必要がある。我が国における本病の防疫措置は、早期発見と患畜又は疑似患畜の迅速な殺を原則とし、平常時の予防的なワクチンの接種は行わないこととされている。

2 府は、農林水産省が緊急ワクチン接種の実施を決定した場合には、緊急防疫に基づき、速やかに緊急ワクチン接種を実施する。

第 14 家きんの再導入

1 家きんの再導入を予定する農場内の全ての家きん舎を対象に、最初の導入予定日の 1 か月前以内に、当該農場に立入検査を行い、清掃、消毒、飼養衛生管理基準の遵守状況等の確認を行う。また、清掃、消毒等が確認された場合、当該農場に清浄性を確認するための家きん（以下「モニター家きん」という。）を導入するよう指導する。この際、当該農場に対し、再導入後は毎日家きんの臨床観察を行うとともに、異状を認めた際には、直ちに家畜保健衛生所に届け出るよう指導を徹底する。

2 府は、当該農場がモニター家きんを導入する場合、次の検査を実施する。

(1) 家きん舎の床、壁、天井等のウイルス分離検査

(2) (1) の検査の結果が陰性であることを確認した後に導入したモニター家きんの臨床検査、ウイルス分離検査及び血清抗体検査

3 移動制限区域の解除後、少なくとも 3 か月間、立入りによる臨床検査を行い、監視を継続する。

第 15 農場監視プログラム

1 農場監視プログラムの適用

- (1) 患畜又は疑似患畜とは判定されなかったものの、H5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルスに特異的な抗体が確認された家きんを飼養する農場については、次の2から5までに掲げる措置（以下「農場監視プログラム」という。）を適用する。
- (2) 農場監視プログラムは、農場監視プログラムの適用開始時において飼養されている全ての家きんが処理された場合又は4の(2)に掲げる検査の結果で陰性が確認された場合には、動物衛生課と協議の上、適用を終了する。
- (3) 京都府知事は、適用農場（農場監視プログラムが適用された農場をいう。以下同じ。）において第9の1の(5)の①から③までに掲げる異状を確認した場合には、直ちに報告を行うよう家きんの所有者に求める。
- (4) 4の(2)のウイルス分離検査においてインフルエンザウイルスが分離された場合、分離されたウイルスについて遺伝子検査を行うとともに、動物衛生課と協議の上、動物衛生研究部門に送付する。

2 移動制限

- (1) 適用農場においては、法第32条第1項に基づき、次に掲げるものの移動を禁止する。

- ① 生きた家きん
- ② 家きん卵（ただし、GPセンター等で既に処理されたものを除く。）
- ③ 家きんの死体
- ④ 家きんの排せつ物等
- ⑤ 敷料、飼料及び家きん飼養器具（農場以外からの移動を除く。）

- (2) 制限の対象外

- ① 敷料等の移動
敷料、飼料、排せつ物、家きんの死体等について、動物衛生課と協議の上、これらを焼却し、埋却し、又は消毒することを目的に施設に移動させることができる。この場合、移動時に第9の5の(7)の②の措置を講ずる。
- ② 家きん卵（種卵を含む。）の出荷
家きん卵（種卵を含む。）について、動物衛生課と協議の上、第9の5の(6)の②に準じて、GPセンター等、ふ卵場及び検査等施設に出荷させることができる。なお、ふ卵場に出荷する種卵については、次の要件のいずれにも該当すること。
ア ふ卵器に入れる前及びふ化前に消毒を受けた上で、区分管理されること
イ 当該ロットの種卵から生まれた初生ひなを出荷する際、死ごもり卵及び死亡初生ひなを対象に簡易検査を行うこと
- ③ 家きんの出荷
モニター家きんを対象とする4の(2)の検査により全て陰性を確認している場合、家きんを食鳥処理場に直接搬入することができる。この場合には、移動時に第9の5の(1)の②の措置を講ずる。

3 周辺農場の検査

適用農場を中心とした半径5km以内の区域にある農場について、1の(1)の抗体の確認後、原則として24時間以内に、遺伝子検査及び血清抗体検査を行う。

4 清浄性の確認のための検査

- (1) 適用農場においては、家畜防疫員が標識を付したモニター家きんを、全ての家きん舎を対象に、1家きん舎当たり30羽以上配置する。この際、家きん舎内での偏りがないう

配置する。

- (2) モニター家きんを配置した日から14日後及び28日後に、適用農場における全ての家きん舎に立ち入り、モニター家きんを対象とした臨床検査、ウイルス分離検査及び血清抗体検査を行う。

5 家きんの再導入

適用農場において飼養されている全ての家きんが処理された場合における家きんの再導入は、次の要件のいずれにも該当している場合に行うことができる。

- (1) 適用農場の全ての家きん舎において、モニター家きんを対象とする4の(2)の検査により全て陰性を確認していること。
(2) 再導入しようとする家きん舎の床、壁、天井等のウイルス分離検査を行い、陰性を確認すること。

6 疫学調査

(1) 調査の実施方法

農場監視プログラムの適用の開始後、1の(1)の抗体の確認日から少なくとも180日間遡った期間を対象として、適用農場における家きん、人(獣医師、農場指導員、キャッチャー等家きんに接触する者、地方公共団体職員等)及び車両(家きん運搬車両、廃鶏運搬車両、集卵車両、飼料運搬車両、死亡鳥回収車両、排せつ物及び堆肥運搬車両等)の出入りに関する疫学情報を収集する。

(2) 検査

(1)の調査の結果、適用農場と疫学的関連があると確認された農場を対象に、家きんの臨床検査を行うとともに、1家きん舎当たり10羽以上を対象にウイルス分離検査及び血清抗体検査を行う。

第16 発生の原因究明

1 第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定されたときは、府及び農林水産省は、発生農場に関する、家きん、人(家きんの所有者、従業員、獣医師、農場指導員、キャッチャー等家きんに接触する者、地方公共団体職員等)及び車両(家きん運搬車両、集卵車両、飼料運搬車両、死亡鳥回収車両、排せつ物及び堆肥運搬車両等)の出入り、飲用水及び飼料の給与状況、関係者の海外渡航歴、物品の移動、野鳥の飛来状況、野生動物の確認状況、周辺環境等の疫学情報に関する網羅的な調査を、動物衛生研究部門等の関係機関と連携して実施する。

2 小委の委員等の専門家から成る疫学調査チームは、1の調査が迅速かつ的確に行えるよう、必要な助言及び指導を行うとともに、調査の結果を踏まえ、原因の分析及び取りまとめを行う。

第 17 その他

- 1 種鶏等遺伝的に重要な家きんを含め、畜産関係者の保有する家きんについて、個別の特例的な扱いは、一切行わない。畜産関係者は、このことを前提として、種鶏の分散配置等により、日頃からリスク分散を図る。
- 2 防疫措置の完了後も、家きんの所有者や防疫措置従事者の精神的ストレスが持続している事例があることに鑑み、農場への訪問、相談窓口の運営の継続等のきめ細やかな対応を行うよう努める。また、家きんの所有者、市町村、関係団体等に疫学調査の結果、家きんの再導入に向けた手続等について情報提供を行う。